

建築などを行う場合の届出をお忘れなく！

①②とも着手の30日前までに届出が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●問い合わせ

都市計画課 ☎(888)5764

①大規模な建築などを行う場合

高さが10mを超える建築物や工作物、または建築面積が1千㎡を超える建築物の新築、増改築、外觀を変更する修繕、外壁屋根塗装などを行う場合は景観法に基づく届出が必要です。

◆広報ID番号 1007906

②地区計画区域内で建築行為などを行う場合

次の地区計画区域内で、住宅新築・増改築、外壁屋根塗装、カーポート・物置・垣・柵などを設置する場合は届出が必要です。

◆広報ID番号 1007997

〔地区計画名と区域の位置〕

■通町Ⅱ大町一丁目と保戸野通町の各一部

■秋田新都市老人福祉総合エリア

Ⅱ 御所野下堤五丁目

■泉ハイタウンⅡ泉菅野一・二丁目

■山手台Ⅱ山手台一・二・三丁目

■外旭川小谷地Ⅱ外旭川字小谷地

・字大谷地・字中谷地・字待合・字四百刈地内

■下新城中野Ⅱ下新城中野字街道端西地内

■広面谷内佐渡Ⅱ広面字谷内佐渡

■柳田字川崎・字境田地内

■仁井田福島Ⅱ仁井田福島二丁目

■仁井田字福島・字猿田川端・牛島東

七丁目地内

■桜台Ⅱ桜台一・二・三丁目・下北手

■桜字桜・桜三・四丁目地内

■仁井田本町Ⅱ仁井田本町五・六丁

目地内

■下浜桂根Ⅱ下浜桂根字境川・字浜

添・字浜田・字大台・字上ノ山・浜田

■字境川・字陳ヶ原・字境田地内

■下浜羽川Ⅱ下浜羽川字下野地内

■御所野堤台Ⅱ御所野堤台一・二・三

丁目地内

■土崎港中央四丁目Ⅱ土崎港中央四

丁目地内

■御所野元町Ⅱ御所野元町五・六・七

丁目地内

■御所野下堤・元町Ⅱ御所野下堤一

丁目・御所野元町二・三丁目地内

■御所野地蔵田Ⅱ御所野地蔵田二・

四・五丁目地内

■南ヶ丘Ⅱ南ヶ丘一・二・三丁目地内

■南部ニュータウン大野Ⅱ仁井田字

新中島・字大野地内

■大町・下着町Ⅱ大町五・六丁目地内

地域の景観まちづくり活動を行う団体に補助

自主的かつ継続的に地域の景観

まちづくり活動を行う団体へ、助成金を交付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1007911

対象事業

市内の一定の地域を対象とした景観まちづくり活動に関する事業で、地域の景観ルール導入のため、または地域の景観向上のために行うもの

対象団体

次のいずれかに該当する団体
①秋田市景観条例第16条第1項の規定により登録を受けた団体
②地域の景観まちづくり活動を行う団体で、市長が認める団体

●問い合わせ

都市計画課 ☎(888)5764

歴史的建造物の保全に補助します

伝統的な町家など、地域の景観資源である建造物を修理・改修する費用の一部を補助します。屋根の葺き替えや外壁の張り替え、門の修理、屋外の建築整備への目隠し、屋外広告物の改善などを行うことができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◆広報ID番号 1007907

対象

外観が秋田の歴史的景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築された建造物を所有しているかた(権限が委任されているかたを含みます)

●問い合わせ

都市計画課 ☎(888)5764

秋田駅東第三地区区画整理の選挙人名簿の縦覧

7月18日(日)に行われる予定の、秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿をお見せします。

縦覧期間

5月25日(火)から6月7日(月)まで、午前8時30分〜午後5時15分

縦覧場所

秋田駅東地区土地区画整理工事事務所(手形字山崎44番地3)

●問い合わせ 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 ☎(834)2204

仁別林道が全面通行止めになります

仁別林道が改修工事のため、7月中旬まで全面通行止めになります。通行止め場所は、仁別中島橋バス停から約2.5km付近です。

●問い合わせ 秋田森林管理署

☎(882)2311



事前の心構えで 被害軽減！ 自然災害に備えよう



1983年5月26日に発生した「日本海中部地震」では、県内でも津波が発生し、多くの犠牲者がでました。その教訓を忘れないように、5月26日を「県民防災の日」と定め、さまざまな啓発を行っています。

問い合わせ▶防災安全対策課☎(888)5434

いざという時の備えを考えましょう

◆非常持出袋を用意しよう

大地震や水害など、災害が起きた際すぐに避難できるよう持出袋を用意しましょう。

【袋の中身の例】 非常食・飲料水、懐中電灯、携帯用ラジオ、予備電池、持病の薬(最低3日分)、使い捨てマスク、ポリ袋など

◆自宅の安全を確認しよう

家具は倒れないようにしっかりと固定し、中のものが飛び出して落下しないように工夫しましょう。家の周りのブロック塀なども、倒壊の危険がないか確認しましょう。

◆ハザードマップを確認しよう

秋田市では「津波」「洪水」「土砂災害」の各ハザードマップを作成しています。自分の家がある場所の危険をあらかじめ確認し、いざというときにどのような避難行動を取るべきか、家族で話し合っておきましょう。

◆避難情報などを入手するには

気象情報や避難情報は、気象庁や秋田県河川砂防のホームページ、テレビのデータ放送、秋田市の登録制メール配信サービス「防災ネットあきた」など、複数の入手手段を確認しましょう。



防災ネットあきたにご登録ください

防災ネットあきたにメールアドレスを登録すると、地震や大雨などの災害情報や避難指示などの避難情報が配信されます。

登録は市ホームページ(広報ID番号 1027763)からどうぞ。右のコードからもアクセスできます。ぜひご登録ください。



土砂災害の恐れのある 区域からの移転に補助

土砂災害の恐れのある区域から、安全な場所へ移転する際の費用の一部を補助します。今年度内に完了するものが対象です。申請期限は12月1日(水)。申請前に事前協議が必要です。

対象住宅

次の①～④の区域のいずれかであり、区域に指定される前から建てられている住宅

- ①「秋田市災害危険区域に関する条例」の第2条で指定した区域
 - ②「秋田県建築基準条例」の第2条で指定した区域および第4条で建築が制限される区域
 - ③土砂災害特別警戒区域および土砂災害防止法第4条第1項の基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域
 - ④事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域
- 補助限度額②③はどちらか一方への補助となります

木造住宅の耐震診断を希望する

地震に備え、住宅の耐震診断・耐震改修を

住宅整備課☎(888)5770

- 問い合わせ
- ① 1戸あたり150万円
- ② 危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修をするための借入金利子相当額：1戸あたり421万円(建物325万円、土地96万円)
- ③ 危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修に要する費用(本体工事など)：1戸あたり100万円

- 問い合わせ
- 建築指導課☎(888)5769
- 耐震診断士の派遣
- 10戸/1月31日(月)まで
- 耐震改修工事費用の補助
- 2戸/12月24日(金)まで
- 募集戸数と受付期限
- かたに、自己負担1万円で耐震診断士を派遣します。また、耐震改修工事を行う場合、費用の一部を上限50万円まで補助します。
- 対象▶昭和56年5月31日以前に市内に建てられた木造戸建て住宅の所有者で、市税に滞納がないかた